

府政防第 2768 号
令和 5 年 6 月 16 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

被災者の住家に関する情報の内部利用等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）は本日公布され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 90 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定については、同日から施行されます。

これを受け、今後、被害認定調査を担当する部局（以下「被害認定調査担当部局」という。）が行う、被災者の住家に関する情報の内部利用等の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に御配慮頂くとともに、貴管内市区町村に対しても周知頂きますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 内部で利用することが可能な情報について

市町村長は、災対法第 90 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同項に規定する被災者の住家に関する情報（具体的には、市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有するものであって、建物の所在・地番、床面積、構造、図面といったもの）の提供を地方公共団体の税務部局から受けることについて被災者の住家の所有者（以下「所有者」という。）から同意を得て、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触することなく、被害認定調査に必要な限度で、内部で利用することができる。なお、所有者の同意がない場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供の可否が判断されることとされている。

2. 内部で利用するに当たっての手続き

市町村の被害認定調査担当部局が税務部局に対して、1に関する情報の提供を求める際には、建物の所在する土地の地番等の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

なお、罹災証明書の申請時に1に関する所有者の同意の有無を確認するには、罹災証明書の申請書に当該同意の有無に係る確認欄を設けることが考えられる。罹災証明申請書の参考様式を別添として示す。

3. 把握した情報の活用

市町村長が、1により被災者の住家に関する情報を被害認定調査担当部局が利用することができるのは、被害認定調査に必要な限度においてであり、被害認定調査担当部局が、被害認定調査に当該情報を活用することは可能であるが、被害認定調査担当部局以外の第三者に当該情報を提供する行為は、被害認定調査のために必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく被災者の住家に関する情報を漏らす行為は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

4. 都知事から特別区の区長への情報の提供

特別区の区長は、被害認定調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができるとされているが（災対法第90条の2第3項）、これを受けて都知事が当該情報を提供する際に、提供が可能な情報、提供に当たっての方法及び把握した情報の活用については、上記1から3までに準ずる取扱いとなるものである。

5. デジタル技術の積極的な活用

被災世帯の早期の生活再建に資するよう、被災者の住家に関する情報が電子化されている場合は電子データによる情報のやりとり、マイナンバーの利用、電子申請等のデジタル技術を活用することにより、引き続き、罹災証明書交付業務の迅速化・効率化を積極的に検討すること。

以上

(別添1)

(参考様式)

罹災証明申請書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の 所在地	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

確認しました

上記のとおり、申請します。

年 月 日 〇〇 〇〇

(別添2)

(参考様式)

※ 所有者と申請者が異なる場合で、所有者の同意が取れる場合

罹災証明申請書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の 所在地	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。
(住家の所有者がチェックすること)

確認しました

(住家の所有者記載欄)

年 月 日
住所
氏名

上記のとおり、申請します。

年 月 日 〇〇 〇〇